

参考答案

[民法·民法 I]

第1 設問1

1 プライバシー権の法的保護

(1) わが民法には「名誉を侵害した場合」(民法710条)という条文があるのみで、プライバシー侵害を直接規定する明文はない。また、差止請求を認める明文自体が民法には存在しない。そこで、プライバシーの法的保護性、及び、差止請求の可否が問題となる。

(2) 人格権とは、人間が個人として人格の尊厳を維持して生活するうえで不可欠な、個人としての存在と分離できない人格的利益の総称をいう。プライバシー権も、名誉権と並ぶ、人格権の重要な一つである。

(3) そして、プライバシー権とは、私生活をみだりに公開されない権利をいう。①私生活上の事実または事実らしく受け取られるおそれがあり(私事性)、②一般人の感受性を基準にして、当該私人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められ(秘匿性)、③一般人には未だ知られていない事柄(非公知性)が、みだりに公開された場合に、プライバシー侵害があつたとして法的保護の対象となる。

本件ビラ記載の各事項は、上記の私事性・秘匿性・非公知性を満たす。また、Cは公的人物でなく、公表事実にも公共性も認められない。よって、法的保護の対象となりうる。

2 差止請求の根拠

(1) プライバシーなど人格的利益が侵害される場合、絶対権たる人格権を根拠に差止請求権を認めるべきである。人格権は人間的な生活に不可欠であり、絶対権としての性格(対世的・排他的性格)を有する権利である。絶対権であるという点において物権と共通する。不法行為という事後的救済の枠を超え、差止請求を認めるのが妥当である。

(2) これに対し、プライバシー侵害の救済を不法行為法の枠内で処理する見解がある。しかし、不法行為は発生した損害の公平な填補をその目的とし、要件として①損害の発生(＝事後救済)と②故意過失を要求し、効果として③金銭賠償を原則とする。高度な人格権侵害において加害者に過失要件を要求すること、及び、事前差止請求の根拠付けに疑問と限界があり賛成できない。

3 差止請求の要件

(1) 差止請求は、相手方の行動の自由を過度に制限するものであるから、差止が認められる要件として、①侵害行為が明らかに予想され、②その侵害行為によって被害者が重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、③その回復を事後に図るのが不可能ないし著しく困難になると認められるときに限定されるべきである。

不法行為と異なり、加害者の故意過失は問わない。

(2) 本件では、家庭事情を含む個人情報報告が正当理由なしに周辺住民に公開されようとしており、Cに重大な損失を与えるおそれがある

る。また、プライバシーはその性質故に事後救済に馴染まない。Bの被害はビラの廃棄と再作成で収まる。以上から差止要件を充足する。

4 結論

よって、CはBに対し、本件ビラ配布行為の差止を請求できる。

第2 設問2

1 日照権の侵害

(1) 建造物への日照をむやみに阻害されない権利を日照権という。日照権に対する侵害行為が、社会生活上一般に受忍すべき限度を越え、違法である場合に、人格権侵害等を根拠に差止請求が求められる。

(2) 日照権の法的根拠

日照権も人格権に含まれると解する。人格権は、人間が個人として人格の尊厳を維持して生活するうえで不可欠な人格的利益の総称であるところ、十分な日照なしに人間は健康で平穏な生活を営めなからである。厳格な要件を満たすならば人格権侵害を根拠とする差止請求が肯定されることになる。

(3) 建築基準法遵守と違法性

ところで、本件マンションは建築基準法の定める基準に反していない。そこで、そもそも本件では違法と評価できないのではないかと

が問題となる。

建築基準法はあくまでも国家個人間の公益や国民の生命・健康を守るための規制である一方、日照侵害の民事救済は私権秩序の領域であり、両者はその機能と目的を異にする。そもそも建築基準法は、国民の生命、健康及び財産を保護するための「最低の基準」(建築基準法1条)を定めたに過ぎない。よって、建築基準法等の遵守のみを理由にして適法視することは私権保護の観点からは妥当でない。

(4) 差止請求の要件

差止の場合は相手方の権利行使を直接に制限するものであるため、損害賠償と差止請求とで、違法性に関する判断や受忍限度の認定レベルに差異を認めるべきである。

受忍限度の判断は、被害の程度、地域性、加害建物の公共性、規制基準違反の有無と程度、加害側の防止努力や交渉態度などを総合判断して決定される。例えば、都会から離れ、被害建物が幼稚園や病院など日照確保の必要性が高かったり、加害側の交渉態度に誠実性が見られないなどの事情は、受忍限度を超える方向のファクターとなりうる。

本件において、このような特段の事情は、特に認められない。

(5) 結論

よって、BはAに対し、特段の事情がない限り、日照権侵害を理由とする本件マンションの建築禁止は請求できない。

<p>2 景観利益の侵害</p> <p>(1) 良好な景観の恵沢を享受できる利益を景観利益という。景観利益が侵害される場合に差止請求を認められるか、また、その根拠と要件は何か、が問題となる。</p> <p>(2) 景観利益の法的保護性</p> <p>確かに、景観利益の評価が主観的であり、権利としての基本的属性が曖昧であること、及び、権利者の人的範囲が不明確である。しかし、一律に保護を全面否定するのではなく、まずは法的保護性を認めた上で、限定を付す方法が私権保護の観点からは妥当である。</p> <p>そして、景観を害する行為が違法な侵害と判断されるのは、少なくとも①刑罰・行政法規違反、②公序良俗違反、③権利濫用に該当するなど、侵害行為の態様や程度が社会的相当性を欠くことが求められるべきである。判例も同旨である。</p> <p>本件では、これらの特段の事情は認められない。よって、原則として法的保護の対象にならない。</p> <p>(3) 差止請求の可否</p> <p>もし特段の事情が認められて法的保護性を肯定される場合に、差止請求まで認められるのか、その根拠と要件が問題となる。</p> <p>この点は消極的に解すべきである。何故なら、景観権を人格権に含ませて考えることは困難であり、また、不法行為の効果として差止請求を認めることは、損害発生を要件とする事後救済法理である不法行為法の本質と整合しないからである。</p>	<p>(4) 結論</p> <p>よって、BはAに対し、景観利益侵害を理由とする本件マンションの建築禁止は請求できない。</p> <p>以上</p>
---	--